

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名	神奈川県統計調査条例				
条 例 番 号	平成20年神奈川県条例第54号	法規集	第1編第1章第2節		
所 管 室 課	統計センター				
条 例 の 概 要	県統計調査の実施や結果の利用に当たり、報告義務、統計調査員等による立入検査、神奈川県統計報告調整審議会（以下「審議会」という。）への諮問、結果の公表、調査票情報の二次利用など、必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、県統計調査の実施や結果の利用等について定めており、的確・公正な統計調査の実施や調査結果の効果的活用のために重要な役割を果たしていることから、現在でも必要な条例である。			県統計調査実施件数（延べ数） 令和 5年度 59件 4年度 51件 3年度 48件
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例により、県統計調査の適切な実施を図ることで、県の政策立案に必要となる県内の状況等を正確に把握するとともに、調査実施機関による調査結果の速やかな公表や、調査票情報の二次利用について定めることにより、県民等による情報活用が可能となっており、有効である。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例は、条例の目的を達成するために必要な措置を定めているが、近年、証拠に基づく政策立案の観点から統計調査の活用ニーズが高まるなか、急速に変化する社会経済情勢を迅速に政策へ反映するため、審議会への諮問を必要とし調査実施までに相当の期間を要している県統計調査の実施手続きを効率性の観点から見直す必要がある。また、近年のインターネットの普及を踏まえ、県統計調査実施の周知方法を見直す必要がある。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	県統計調査結果は政策立案の基礎資料として利用されており、政策立案の計画段階において重要な役割を果たしている。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	個人又は法人等に報告義務や罰則を課す規定を有するが、統計法と同様の手法を採用しており、規定の内容が十分に明確で、規則の強度も比例原則に照らして適切であることから、憲法、法令に抵触しない内容である。			
	その他				
	見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等 社会状況の変化等に応じて、県統計調査の実施手続きや周知方法を見直す必要があるため、改正及び運用の改善等を検討する。		